

生徒会会則(案)

第1章 名 称

第1条 この会は、安中市立松井田中学校生徒会という。

第2章 会 員

第2条 この会の会員は松井田中生徒とし、教職員は顧問となる。

第3条 会員は、投票権及び発言権を有し、会則及びこの会の決議事項に従う義務を有する。

第3章 目 的

第4条 この会は、会員が自主的かつ建設的に、学校長及び顧問の指導のもとに運営し、学校生活の向上発展をはかることを目的とする。

第5条 この会の目的を達成するために、次の方針を樹立する。

- (1) 学校の秩序を保ち、校風の振興につとめる。
- (2) 諸活動を盛んにして、会員相互の友愛、自治、教養の向上をはかる。(他人の立場になる)
- (3) 精神的・身体的諸活動を盛んにして、個性の確立・体位の向上をはかる。(素直な心)
- (4) 学校行事の計画や実施に積極的に参加・協力し、その推進力となる。(よく働く)
- (5) 学習活動を積極的に行い、豊かな知性の向上をはかる。(よく考える)

第4章 役員と任務

第6条 この会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 2名

※ ただし、学校統合につき、令和4年度前期のみ、会長2名、副会長0名とする。上記の役員については、令和4年度の生徒会選挙より採用することとする。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は生徒会を代表し、活動計画をまとめ、総会・代議員会を召集し、決定事項を率先して執行する。
- (2) 副会長は会長を助け、会長不在のときはその代理を務める。
- (3) 書記は会の運営に必要な諸事務を処理し、かつ、会議の計画をたて議事の記録を作成し、保管する。
- (4) 会計は顧問教師の指導に従い、会の運営に必要な生徒会主体の募金活動等の計画・実施にあたりるとともに、会計の報告をする。

第8条 役員の任期は、1年間(11月より翌年10月まで)の1期制とする。(ただし、任期は任命された日からとする。)

第5章 総 会

第9条 総会は毎年1回1学期に開くことができる。

- (1) 代議員会及び職員会で必要と認められた時は、臨時に総会を開くことができる。
- (2) 総会は、会員の3分の2以上の出席で開き、過半数で議決する。

第10条 総会は、次の活動で行う。

- (1) 会則の制定及び変更。
- (2) その他、生徒会の目的達成のために必要な事項の議決及び承認。

第6章 代議員会

第11条 代議員会は、各学級の委員長・副委員長及び生徒会役員で構成する。

第12条 代議員会は次の活動を行う。

- (1) 役員会・学級会・専門委員会・部活動各部・その他から提出された事項を審議し、学校長・教職員の承認を得て執行する。

第13条 必要に応じて、各部・各専門委員会の部長・委員長を加え、拡大代議員会を開くことができる。

第14条 会議は3分の2以上の出席により成立し、出席代議員の過半数で議決する。議決事項は、学校長・教職員の承認を得て執行できる。

第7章 各種委員会及び会議

第15条 この会の活動を積極的に実践するために、役員会・専門委員会・選挙管理委員会を必要に応じて開くことができる。

第16条 専門委員会は、生活、安全、図書、掲示、放送、広報、保健、給食、体育とする。

第8章 会 計

第17条 この会の経費は、会費により運営される。

第18条 生徒会費は、月額250円とする。(会誌・新聞代を含む)

第19条 会計年度は、4月より始まり翌年3月に終わる。

第9章 附 則

第20条 この会則は、令和4年4月1日より施行する。

細則Ⅰ 役員選挙

第4章第6条の役員選出は次のように行う。

- (1) 候補者は、各学級で立候補又は推薦により決定し、推薦の場合は以下のようにする。
 - ① 複数学級を有する学年の場合は、各学級で立候補者をあわせて2名以上を候補者とする。
 - ② 単学級の学年の場合は、学級から、立候補者をあわせて3名以上を候補とする。
- (2) 候補者は、3年生を除く。
- (3) 選挙は、投票日に出席した全生徒の参加によって行うが、やむをえない事情がある場合は、不在投票を認める。
- (4) 開票は、即日開票とする。
- (5) 投票は、会長については◎(1つ)、それ以外の役員については○(3つ)をつけ、投票を行う。全投票の中で◎が一番多いものが会長になる。また、その他の役員については、◎も○も一票として扱い、会長当選者を除き、得票順に最も多いものを副会長、それに次ぐ4名を書記(2名)、会計(2名)とする。書記、会計については当選者同士の話し合いにより決める。
- (6) 役員は、選挙により当選した生徒を学校長の承認を得て決定する。

細則Ⅱ 選挙管理委員会

第7章第15条の選挙管理委員会の構成及び活動を次のように定める。

- (1) 選挙管理委員会は、3学年から4名、1・2学年から2名を選出して構成する。但し、候補者及び責任者を除く。
- (2) 選挙管理委員会は委員長・副委員長各1名を互選し、選挙活動全般を管理・運営する。

令和4年4月1日制定